

「上三川町生活排水処理構想」素案に関するパブリックコメント

町では、生活排水処理施設の普及を目的として、平成27年度に策定した「上三川町生活排水処理構想」について、持続的な汚水処理システム構築に向け見直しをまとめましたので、これを公表し町民の皆様からのご意見を広く募集します。

寄せられたご意見等は、内容ごとに整理・分類した上で、これに対する町の考え方を公表します。

なお、個々のご意見等に対しては直接回答はしませんので、あらかじめご了承ください。

- ▶公表する資料名＝「上三川町生活排水処理構想」素案
- ▶資料の閲覧期間＝2月10日(金)～3月10日(金)
- ▶資料の閲覧方法＝町ホームページに掲載するほか、役場町民ホール、上下水道課窓口、中央公民館窓口にてご覧になれます。
- ▶意見等の提出期間＝2月10日(金)～3月10日(金)午後5時15分《必着》
- ▶意見等を提供できる方＝町内に居住・通勤・通学する方、町に納税義務を有する方、本案件に利害関係を有する個人または法人
- ▶意見等の提出方法＝意見等提出にかかる詳細については、閲覧窓口や町ホームページによる掲載にてお知らせします。なお、ご意見等は、口頭、電話では受け付けできません。

▶問い合わせ先＝上下水道課 下水道工務係 ☎ 56 9 1 4 4

「上三川町公共下水道総合地震対策基本計画」素案に関するパブリックコメント

町では、下水道の地震に対する安全度を高め、安心した都市活動が継続されるよう「上三川町公共下水道総合地震対策基本計画」の策定を進めています。

このたび素案がまとまりましたので、これを公表し町民の皆様からのご意見を広く募集します。

寄せられたご意見等は、内容ごとに整理・分類した上で、これに対する町の考え方を公表します。

なお、個々のご意見等に対しては直接回答はしませんので、あらかじめご了承ください。

- ▶公表する資料名＝「上三川町公共下水道総合地震対策基本計画」素案
- ▶資料の閲覧期間＝2月10日(金)～3月10日(金)
- ▶資料の閲覧方法＝町ホームページに掲載するほか、役場町民ホール、上下水道課窓口、中央公民館窓口にてご覧になれます。
- ▶意見等の提出期間＝2月10日(金)～3月10日(金)午後5時15分《必着》
- ▶意見等を提供できる方＝町内に居住・通勤・通学する方、町に納税義務を有する方、本案件に利害関係を有する個人または法人
- ▶意見等の提出方法＝意見等提出にかかる詳細については、閲覧窓口や町ホームページによる掲載にてお知らせします。なお、ご意見等は、口頭、電話では受け付けできません。

▶問い合わせ先＝上下水道課 下水道工務係 ☎ 56 9 1 4 4

ケーブルテレビの **ケーブルスマホ**

4/30 までに新規ご契約いただくと
どのプランでも基本料金が

最大2カ月無料!

CATV ケーブルテレビ栃木 ☎ 0120-25-1819

かみたん LINE スタンプ

～好評配信中!～

日常で使いやすいボクたんのスタンプが配信されているよ! スタンプをいっぱい使って会話を楽しもう♪ かみたんより!

DLはコチラから!

※ダウンロードには、50コイン(120円相当)が必要となります。
▶問い合わせ先＝企画課 情報広報係 ☎ 56-9117

選挙投票日における投票時間の繰上げ

町選挙管理委員会では、次期選挙(令和5年4月執行予定の栃木県議会議員選挙)から、投票日当日の投票終了時刻を、町内全ての投票所において午後8時から午後7時に1時間繰り上げを決定しました。

期日前投票の投票時間は、これまでどおり役場庁舎において午前8時30分から午後8時までとなりますので、投票日当日に投票できない方はぜひ期日前投票を利用して、あなたの貴重な一票を投じてください。有権者の皆様のご理解とご協力をお願いします。

【実施理由・効果】

1 期日前投票制度の定着・当日投票者の減少

- ・期日前投票制度の利用が全国的にも定着し、本町においても全投票者の約3割が期日前投票制度を利用する状況となり、当日投票者の占める割合は減少傾向となっていること。
- ・午後7時から8時までの投票率及び投票者数についても減少傾向にあり、午後7時までに繰り上げても選挙人に支障を来さないと考えられること。

2 選挙結果の周知の迅速化

- ・投票時間を1時間繰り上げるにより、開票の開始時刻も1時間繰り上げとなるため、選挙結果を迅速にお知らせすることができると思われること。

3 投票立会人等の負担軽減

- ・投票立会人、開票立会人、事務従事者等の負担軽減及び経費の節減等を図ることができること。

▶問い合わせ先＝上三川町選挙管理委員会（総務課総務人事係内） ☎ 9116

納めた国民年金保険料は 全額が社会保険料控除の対象です！

令和4年1月から令和4年12月中に納めた国民年金の保険料は、所得税及び町県民税の申告で社会保険料控除の対象となります。

また、ご自身の保険料だけでなく、配偶者やご家族(大学生のお子さんなど)の保険料を支払った場合は、その保険料も合わせて控除が受けられます。

日本年金機構から次のとおり『社会保険料(国民年金保険料)控除証明書』が送付されますので、申告の際にご使用ください。

対象者	発送日
令和4年1月1日～令和4年9月30日に納付された方	令和4年10月26日～11月上旬にかけて順次発送
令和4年10月1日～令和4年12月31日に納付された方	令和5年2月上旬に発送

紛失等により再発行が必要な場合には、下記のねんきん加入者ダイヤルまたは年金事務所へお問い合わせください。

○ねんきん加入者ダイヤル ☎0570(003)004

050から始まる電話でおかけになる場合は、☎03(6630)2525をご利用ください。

○宇都宮西年金事務所 ☎028(622)4281

▶問い合わせ先＝住民課 国保年金係 ☎ 9134